

貸切バスの 公示運賃・料金の ご案内

〈改訂版〉



東北運輸局
国土交通省

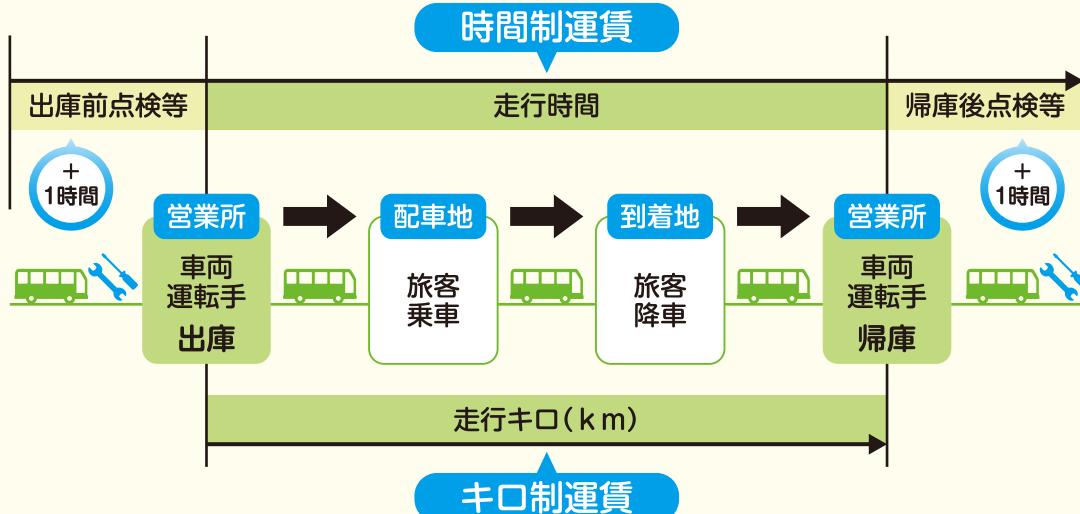


国土交通省
観光庁



運賃は「時間制運賃」と 「キロ制運賃」の合算です。

時間制運賃 + キロ制運賃 = 運賃



時間制運賃について

最低保障運賃（3時間）に、出庫前及び帰庫後の点検等の2時間を加え、1時間あたりの運賃額を乗じた額とする。

※2日以上にわたる運送で宿泊を伴う場合
宿泊場所到着後及び宿泊場所出発前の2時間は点検等の時間とし、加算。

※フェリーを利用した場合
フェリー乗船中も時間運賃とし、8時間を上限として加算。
(超える場合は休息期間)

キロ制運賃について

走行キロ（出庫から帰庫までの距離をいい、回送距離を含む。）に1kmあたりの運賃額を乗じた額とする。

3時間以内の運行の場合（最低運賃）

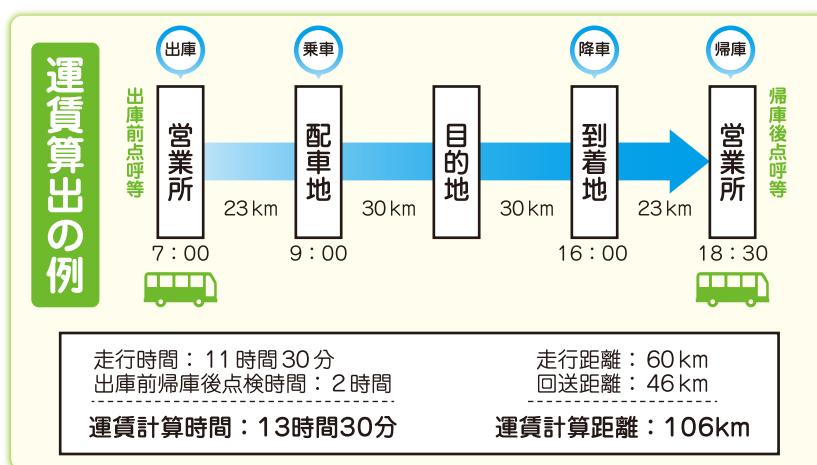
(3時間+2時間)×時間単価+キロ制運賃

平成26年4月からの公示運賃

	車種	上限額	下限額
時間制運賃 (1時間あたり)	大型車	7,460円	5,160円
	中型車	6,290円	4,360円
	小型車	5,410円	3,740円
キロ制運賃 (1kmあたり)	大型車	200円	140円
	中型車	170円	120円
	小型車	140円	100円

(東北運輸局)

貸切バスにかかる金額は **運賃** + **料金** + **実費** により決定します。



大型車を利用・**上限額**で算出(税別)
時間制運賃 $7,460 \text{ 円} \times 14 \text{ 時間} \approx 1$
キロ制運賃 $200 \text{ 円} \times 110 \text{ km} \approx 2 = 126,440 \text{ 円}$

大型車を利用・**下限額**で算出(税別)
時間制運賃 $5,160 \text{ 円} \times 14 \text{ 時間} \approx 1$
キロ制運賃 $140 \text{ 円} \times 110 \text{ km} \approx 2 = 87,640 \text{ 円}$



上限額 126,440 円と下限額 87,640 円の範囲内で運賃を決定します。

※1. 30分以上は1時間に切り上げ ※2. 10km未満は10kmに切り上げ

02 料金



料金には3つの種類があります。

料金は①「交替運転者配置料金」、②「深夜早朝運行料金」、③「特殊車両割増料金」の3つです。

新たな運賃料金制度の料金の取り扱いについて

料金の種類については届出の対象とし、額は各事業者で自由に設定できることとする。(交替運転者配置料金は額を公示)

①交替運転者配置料金

交替運転者を配置する場合に適用される料金。

交替運転者配置料金の上限額及び下限額の範囲内で計算した額を適用。
(具体的には、時間あたりの運賃単価及びキロあたり運賃単価の人件費相当額。)

②深夜早朝運行料金

深夜22時～翌朝5時の間に点検等の時間及び走行する時間が生じた際に適用される料金。新たな運賃制度における時間運賃は時間帯による差異を設けていないため、新制度においては時間運賃の割増分を料金として設定できる。

③特殊車両割増料金

事業者の創意工夫による新しい車両の導入を図るための料金。標準的な装備を超える特殊な設備を有する車両で、(特殊設備車両購入価格 ÷ 座席数) > (標準的車両購入価格 ÷ 座席数)とした時に70%以上高額の場合のみ適用。

料金	上限額	下限額
交替運転者配置料金	キロ制料金(1kmあたり)	20円
	時間制料金(1時間あたり)	10円
深夜早朝運行料金		時間制運賃及び交替運転者配置料金(時間制料金)の2割以内
特殊車両割増料金		運賃の5割以内

03 実費



運送以外の経費は「実費」となります。

旅客の求めにより運送以外の経費が発生した場合には、その実費を旅客の負担とする。

例：ガイド料・有料道路利用料・駐車料・乗務員宿泊料など

旅行業者など運送申込者との契約の際に交付する「運送引受書」に料金や実費の内容を記載する欄があります。



？よくある質問

(国土交通省「運賃・料金制度Q & A」から抜粋)

Q 自社で営業所が数か所あり、実際の運行が契約した営業所から変更になった場合はどう対応すればよいか。

A 複数の営業所から回送運行する場合においては、実際の運行に沿った運送引受書を交付することが原則であり、遠方の営業所から回送する場合も、当該車両の回送時間、距離も含めて算出するものとする。ただし、当日の予期せぬ事故等、真にやむを得ないケースについては、バス会社が負担すべきと考える。(運送引受書の備考欄にその旨を明記する。)

Q 日帰りの遠足等で中抜けになる仕事の算出方法。

A 貸切バスの新たな運賃・料金制度は安全コストを反映した運賃としているため、待機した時間は時間制運賃を收受する。ただし、改善基準告示でいう休憩期間※を与えた場合には、当該時間は走行時間から除くことが出来る。

※休憩期間とは、勤務と次の勤務の間の時間で、睡眠時間を含む労働者の生活時間として、労働者にとって全く自由な時間をいいます。

Q 2泊3日の運行で、中日は全く運行せず、乗務員がホテルで待機している場合、中日の時間制運賃は收受できるのか。

A 運転者が乗務・運行せず、ホテルで単に待機している場合は、中日の時間制運賃は收受できない。なお、中日の運転者拘束に係る実費相当額を收受することは差し支えない(届出不要)が、料金表を明示する等、発注者に説明した上で收受願いたい。

Q 改正運輸規則第7条の2第3項の「その額を記載した書類」を、運送引受書とともに保存することになったが、添付する書面は手数料額ではなくて、手数料率ではだめか?

また、具体的にどういった書面を運送引受書とともに保存しなければならないのか?

A ①手数料額が確認できる書類を保存しなければならない。なお、手数料額には手数料率も含むものとする。
②単発で取引をする旅行会社等で基本契約がない場合は、運送ごとに取り交わした手数料率か手数料額を決定した書面の写しを、運送引受書とともに保存すること。(必ずしも「添付」することを求めていない。)
③運輸局へ届出ている年間契約については、年間契約の運賃から手数料を支払っている場合は、基本契約書の手数料率が記載されている部分の写しを、運送引受書に添付して保存しなくとも、基本契約書の写しが運送引受書とともに保存されればよい。(必ずしも「添付」することを求めていない。)

貸切バスの運賃・料金事前届出違反に対する処分基準

道路運送法第9条の2第1項

【運賃・料金事前届出、運賃・料金変更事前届出違反】

初違反 … 60日車の車両使用禁止

再違反 … 120日車の車両使用禁止

道路運送法第10条

【運賃又は料金の割り戻しの禁止違反】

初違反 … 60日車の車両使用禁止

再違反 … 120日車の車両使用禁止

平成28年12月1日施行



貸切バスの調達に係る入札などにおける留意点

① 運賃及び料金

①制度概要

貸切バスの運賃及び料金は、道路運送法第9条の2により、乗車時において地方運輸局長等に届け出て実施しているものによらなければなりません。従って、調達予定価格や契約価格は地方運輸局長等へ届け出た運賃及び料金である必要があることに注意してください。

② 貸切バス運賃・料金の計算方法

平成26年4月より、運行の安全性を確保することを目的に、新しい貸切バスの運賃・料金制度が開始されました。

新運賃制度では、運行開始（出庫）から運行終了（帰庫）までの走行距離に、1キロあたりの運賃を乗じた「キロ制運賃」と、運行開始から運行終了までの時間に点検・点呼等に要する時間（2時間）を加えた時間に、時間あたりの運賃を乗じた「時間制運賃」とを合計した額が運賃となります。

各地方運輸局長等が、当該地域の貸切バス事業者の収支状況等を勘案して、安全コストを加算したキロ制運賃、時間制運賃を公示しています。

公示運賃の下限を下回る運賃での落札は、運行に必要な安全コストが計上されておらず、したがって、当該運行において利用者の生命・身体の安全が十分確保されない恐れがあることに十分ご留意ください。

② 応札者に対する確認

入札時に応札者に対して以下の書面の提出を求めることにより、応札者が安全コストを含んだ届出運賃を基に入札額を積算したか、安定的に事業運営している事業者か等を確認することをお勧めします。

- ・届出運賃により入札額を積算した旨の確約書
- ・国税及び地方税の納税証明書

③ 入札等の契約方法

公共機関の契約は、予定価格の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする一般競争入札が基本とされています。しかし、利用者の生命・身体の安全を確保するため、貸切バスの調達については、企画競争入札や総合評価方式の導入等、安全性等に対する取組状況も考慮できる選定方法を行うことをお勧めします。

(国土交通省自動車局 輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドラインより抜粋)

④ 下記項目をよくお読みください。

ご注意
ください

運送申込者による、著しい運賃や料金の値下げ等の
安全を阻害する行為が行われた場合の対応について。

旅行事業者の場合

貸切バス事業者が、届出運賃違反で行政処分を受け、旅行事業者の関与が疑われる場合、
地方運輸局より国土交通本省を通じて観光庁に通報され、旅行事業者等に対しては立入
検査等旅行業法に基づく措置が講じられます。

自治体の場合

自治体が行う入札において、貸切バス事業者が下限割れ運賃で落札を行っていた場合、
地方自治体に対し、地方自治法第245条の4に基づき、入札制度の改善を求める助言
を行います。

あとがき

このパンフレットについては、貸切バス事業の経営環境の健全化を鑑み、貸切バスの運賃に安全コストを組入れ、合理的でわかりやすい時間・キロ併用制運賃方式へ、平成26年4月1日から新たな運賃・料金制度の改定がありました。より安全・安心してバスをご利用いただくために、違反者に対しての罰則などが強化されました。

「貸切バスの公示運賃・料金について」は、新たな運賃・料金制度をわかりやすく纏めた内容となっておりますので、ご活用ください。



Tohoku rokken Bus kyokai Rengokai
東北六県バス協会連合会

東北六県バス **検索** 

当会の詳細はホームページをご覧ください



貸切バス事業者安全性評価認定制度のシンボルマーク



このマークは、貸切バスをご利用されるお客様が安心してバス会社を選択できるよう、安全に対する取組状況が優良なバス会社であることを示すシンボルマークです。「SAFETY BUS」(セーフティバス)は、安全に対して弛まぬ努力をし続けているバスを意味します。(日本バス協会ホームページ参照)